

JPOPM42 発表資料

新しい発信者情報開示制度が
ワークするために何が必要か

2022年6月24日

モチベーション

- 発信者情報開示請求の簡易化、迅速化を目的としてプロバイダ責任制限法の改正がなされ、本年10月より施行されることとなった
- 一連の開示請求に関するフローが追加されるため、業界団体やISP、CSPなどを交え、それぞれの立場での取組や課題をお聞きしたい。
 - IPアドレスの所有者情報の確認はWHOIS情報が用いられると予想されるが、WHOIS登録情報の正確性に対する要求や利用方法についての変化があるか？

登壇者 (発表順/敬称略)

- 法改正の概要
 - 木村 孝
(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)
- 請求側の立場として
 - 中澤 佑一 (弁護士法人戸田総合法律事務所)
- WHOIS正確性向上への取り組みについて
 - 鶴巻 悟 (JPOPF運営チーム)
- CSPの立場として
 - 山下 健一 (さくらインターネット株式会社)
- ISPの立場として
 - 大場 由岐 (GMOインターネット株式会社)
 - 割田 太郎 (GMOインターネット株式会社)